

## その他の預金:通知預金

ご利用いただける方	法人および個人の方
お預入れ期間	期間の定めはありません。 ただし、預入後最低 7 日間の据置期間が必要です。
お預入れ金額／単位	1 万円以上／1 円
適用金利	固定金利(預入日の店頭表示の利率を払戻日まで適用いたします。)
利払方法	解約(払戻)時に一括してお支払いします。
利息計算方法	1 年を 365 日とする日割計算 付利単位を 1 千円として利息を計算します。
払戻方法	据置期間経過後は随時解約(払戻)できます。 ただし、解約する日の 2 日前までにご通知ください。
税金	<b>【個人のお客さま】</b> 分離課税 20%(国税 15%、地方税 5%)となります。(2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されるため 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。) <b>【法人のお客さま】</b> 総合課税となります。(2016 年 1 月 1 日から法人のお客さまに係る利子割(お受取利息から特別徴収する地方税 5%)が廃止され、特別徴収は行わないこととなっております。)

- 個人の方は、マル優のお取扱いができます。
- 据置期間内に解約する場合、解約日における普通預金利率により利息を計算しお支払いします。
- この預金は、預金保険機構の保護対象商品です(元金 1,000 万円までとそのお利息)。